

平成 18 年 10 月 17 日  
企業会計基準委員会

企業会計基準第 11 号

## 「関連当事者の開示に関する会計基準」及び

企業会計基準適用指針第 13 号

## 「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」 の公表

### 公表にあたって

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、平成 17 年 3 月に、関連当事者の開示が当委員会と国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）との会計基準のコンバージェンスに向けた共同プロジェクトにおける検討項目となったことを踏まえ、我が国の会計基準を整備することを目的として、関連当事者の開示の内容について検討してまいりました。

今般、平成 18 年 10 月 10 日の第 114 回企業会計基準委員会において、標記の企業会計基準とその適用指針（以下「本会計基準等」という。）を承認しましたので、公表いたします。

本会計基準等につきましては、平成 18 年 6 月 6 日に公開草案を公表し、広くコメント募集を行った後、当委員会において寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で、公表するに至ったものです。

## **本会計基準等の概要**

本会計基準等は、会計基準の国際的なコンバージェンスを図る観点から、現行の証券取引法関係規則（財務諸表等規則及び連結財務諸表規則）と国際財務報告基準や米国会計基準との比較検討等を踏まえて取りまとめたものである。

なお、本会計基準等の概要は、現行の証券取引法関係規則と異なる点を中心にまとめている。

### **■ 関連当事者の範囲**

本会計基準等では、以下の者を関連当事者として追加的に明示している（会計基準第5項参照）。

- ① 財務諸表作成会社の共同支配投資企業
- ② 共同支配企業
- ③ 親会社の役員及びその近親者、これらの者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社及びその子会社
- ④ 重要な子会社の役員及びその近親者、これらの者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社及びその子会社
- ⑤ 従業員のための企業年金（企業年金と会社の間で掛金の拠出以外の重要な取引を行う場合に限る。）
- ⑥ 会計参与及びその近親者、これらの者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社及びその子会社

このうち、①財務諸表作成会社の共同支配投資企業（財務諸表作成会社を共同で支配する企業）と②共同支配企業（財務諸表作成会社（連結財務諸表上は連結子会社が含まれる。）と他の独立した企業により共同で支配されている企業）は、「企業結合に係る会計基準」で定められているものであり、証券取引法関係規則の改正等を踏まえ、「その他の関係会社」と「関連会社」にそれぞれ含まれることを明らかにしている。また、③～⑤は、関連当事者の開示の充実を図る観点から国際的な会計基準も参考にして新たに対象としたものであり、⑥の会計参与は会社法で役員として規定されたことを踏まえて、明示したものである。

なお、本会計基準等では、関連当事者に該当するかどうかは、形式的に判定するのではなく、実質的に判定することとしている（会計基準第17項参照）。

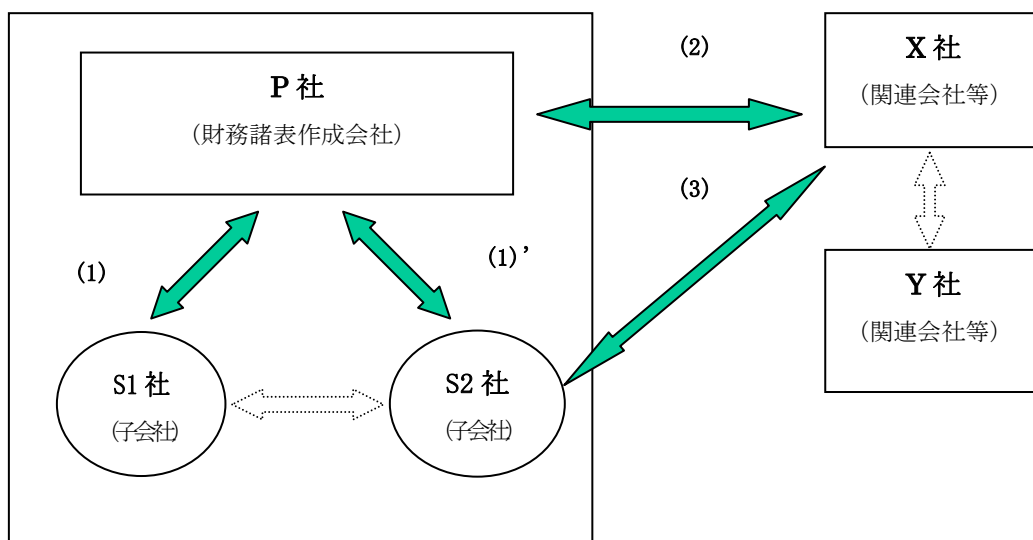
### **■ 開示すべき取引の範囲**

連結財務諸表における関連当事者との取引の開示において、連結子会社と関連当事者との取引がある場合には、財務諸表利用者が関連当事者との取引の連結財務諸表への影響をより適切に把握することができるように、国際的な会計基準と同様、開示対象とし

ている（会計基準第6項参照）。

なお、連結財務諸表における開示では、連結財務諸表を作成するにあたって相殺消去した取引は、現行の証券取引法関係規則や国際的な会計基準と同様、開示対象から除くこととしている（会計基準第6項参照）。

（図）開示すべき取引の範囲



\* 白抜き矢印は、開示対象には含まれない取引である。

（注）関連当事者の範囲と開示対象取引

① 関連当事者の範囲

P社の個別財務諸表上：S1社、S2社、X社、Y社

P社の連結財務諸表上：X社、Y社

② 開示対象となる関連当事者との取引の範囲

ア． 連結財務諸表作成会社の場合：現行の証券取引法関係規則では（2）のみ

⇒ 本会計基準等では、(2)及び(3)

◎ 連結財務諸表上は、P社、S1社、S2社が連結会社であり、これらと関連当事者との取引が開示対象

イ． 非連結財務諸表作成会社の場合：現行の証券取引法関係規則では(1)、(1)'、(2)

⇒ 本会計基準等でも同じ。(1)、(1)'及び(2)

■ 関連当事者との取引に関する開示

本会計基準等では、現行の証券取引法関係規則の開示項目に加え、関連当事者との取引に関わる貸倒懸念債権や破産更生債権に係る情報として、貸倒引当金繰入額や貸倒

損失等に関する情報の開示も求めている（会計基準第 10 項（8）参照）。

なお、関連当事者との取引に関する開示項目についての重要性の判断基準については、適用指針第 13 項から第 18 項及び第 20 項において記載している。

#### ■ 関連当事者の存在に関する開示

現行の証券取引法関係規則では、財務諸表作成会社と関連当事者との取引に関する開示のみを求めているが、親会社等の情報は、会社の財務諸表を理解する上で重要な情報と考えられる。そのため、本会計基準等では、国際的な会計基準と同様に、関連当事者の存在に関する開示も求めている。

具体的には、親会社の情報としては、親会社の名称等の開示を求めている。また、重要な関連会社については、国際的な会計基準を参考にして、その名称と要約財務情報の開示を求めている（会計基準第 11 項参照）。

なお、重要な関連会社の重要性の判断基準については、適用指針第 19 項及び第 20 項において記載している。

#### ■ 適用時期

関連当事者の範囲の拡大に伴い、財務諸表作成会社における受入準備が必要であることを考慮して、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用する。ただし、平成 19 年 4 月 1 日以後に開始する連結会計年度及び事業年度から適用することができる（会計基準第 12 項参照）。

以 上